

豊橋総合動植物公園における調査研究に関する指針

豊橋総合動植物公園が行う調査研究について、対象内容、実施の是非に関する判断手順、および事業の管理について明確にすることを目的に、本指針を定める。

記

<対象とする調査研究>

1. 豊橋総合動植物公園が行う調査研究は、以下の条件を満たす内容でなければならない。
 - (1) 公益性が認められ、人や生き物の未来に利するものであると考えられるもの
 - (2) 関係法令に沿うもの
 - (3) 動物の生命や動物福祉を尊重する考えに基づき、豊橋総合動植物公園動物福祉規程に沿うもの

<調査研究の実施の是非に関する判断>

2. 調査研究の実施の是非に関する判断は、以下の手順で行う。
 - (1) 調査研究の実施主体が豊橋総合動植物公園である場合
 - 1) 調査研究を計画、主導する実施主体者は、実施に先立って調査研究内容の概要を記した計画書を作成し、動物研究員に提出しなければならない。
 - 2) 動物研究員は、2名以上で計画書を確認し、公益性が認められ人や生き物の未来に利するものであるか、関係法令に沿っているか、倫理や動物福祉についての検討が必要であるかを判断する。
 - 3) 公益性が認められない、人や生き物の未来に利するものではない、あるいは関係法令に沿っていないと判断される場合には計画書を受理しない。
 - 4) 倫理や動物福祉についての検討が必要であると判断される場合には、1名以上の動物飼育管理職もしくは獣医・動物研究グループの主査、1名以上の獣医師、1名以上の動物研究員を含む、専門的知識を有した5名以上で検討会議を開催し、倫理や動物福祉に関する問題の有無を検討する。問題があると判断される場合には計画書を受理しない。
 - 5) 公益性が認められ人や生き物の未来に利するものであり、倫理や動物福祉についても問題が無いと判断された計画については、2名以上の動物研究員で人や動物への安全が確保されている内容であるか判断するとともに、動物や豊橋総合動植物公園の事業への影響がどの程度生じる内容であるかを評価する。
 - 6) 人や動物への安全が確保されており、動物や豊橋総合動植物公園の事業への影響が生じない、あるいは行動観察など調査研究活動による動物への影響が非常に小さいと判断された場合には、動植物園長以下で全ての判断の内容とその実施者を付した計画書を供覧し、調査研究の実施を決定するとともに、動物研究員が豊橋総合動植物公園による調査研究として記録し、計画書を保存する。
 - 7) 人や動物への安全が確保されていない、あるいは動物や豊橋総合動植物公園の事業に一定の影響が生じる内容であると評価された場合には、1名以上の動物飼育管理職もしくは獣医・動物研究グループの主査、1名以上の飼育グループの総括業務長もしくは業

務長、1名以上の獣医師、1名以上の動物研究員、1名以上の飼育員を含む、専門的知識を有した5名以上で検討会議を開催し、安全性や影響に関する問題の有無を検討する。問題があると判断される場合には計画書を受理しない。問題が無いと判断された場合には、判断の内容とその実施者を付した動植物園長の決裁により調査研究の実施を決定するとともに、動物研究員が豊橋総合動植物公園による調査研究事業として記録し、決裁文書と計画書を保存する。

(2) 調査研究の実施主体が豊橋総合動植物公園以外の組織や個人である場合

1) 調査研究を計画、主導する実施主体者は、実施に先立って共同研究依頼書と調査研究内容の概要を記した計画書を作成し、豊橋総合動植物公園に提出しなければならない。

(共同研究依頼書および計画書は、別添のひな型に沿って作成され、必要な項目ならびに条件が全て記載されているものでなければならない。共同研究依頼書兼計画書という体裁であっても構わない。)

2) 豊橋総合動植物公園に提出された計画書を2名以上の動物研究員で確認し、公益性が認められ人や生き物の未来に利するものであるか、関係法令に沿っているか、倫理や動物福祉についての検討が必要であるかを判断する。

3) 公益性が認められない、人や生き物の未来に利するものではない、あるいは関係法令に沿っていないと判断される場合には計画書を受理しない。

4) 倫理や動物福祉についての検討が必要であると判断される場合には、1名以上の動物飼育管理職もしくは獣医・動物研究グループの主査、1名以上の獣医師、1名以上の動物研究員を含む、専門的知識を有した5名以上で検討会議を開催し、倫理や動物福祉に関する問題の有無を検討する。問題があると判断される場合には計画書を受理しない。

5) 公益性が認められ人や生き物の未来に利するものであり、倫理や動物福祉についても問題が無いと判断された計画については、2名以上の動物研究員で人や動物への安全が確保されている内容であるか判断するとともに、動物や豊橋総合動植物公園の事業への影響がどの程度生じる内容であるかを評価する。

6) 人や動物への安全が確保されていない、あるいは動物や豊橋総合動植物公園の事業に一定の影響が生じる内容であると評価された場合には、1名以上の動物飼育管理職もしくは獣医・動物研究グループの主査、1名以上の飼育グループの総括業務長もしくは業務長、1名以上の獣医師、1名以上の動物研究員、1名以上の飼育員を含む、専門的知識を有した5名以上で検討会議を開催し、安全性や影響に関する問題の有無を検討する。問題があると判断される場合には計画書を受理しない。

7) 人や動物への安全が確保されており、動物や豊橋総合動植物公園の事業への影響が生じない、あるいは行動観察など調査研究活動による影響が非常に小さいと判断された場合、および「2. (2) 6)」で定める検討会議の結果、問題が無いと判断された場合には、全ての判断の内容とその実施者を付した動植物園長の決裁により調査研究の実施を決定し、調査研究の実施主体者に通知するとともに、動物研究員が豊橋総合動植物公園による調査研究事業として記録し、決裁文書と計画書を保存する。

(3) 調査研究が動物の殺処分を伴うものである場合

1) 調査研究は原則として動物の生命や動物福祉を尊重するものであることが求められるが、公益性ならびに環境や生物の保全に対する貢献度が非常に高いと考えられる内容

で、他に代替えとなる手段が無く、やむを得ず動物の殺処分を伴う可能性があるものについては、倫理や動物福祉についての検討を行う際に、専門的知識を有した1名以上の外部の学識経験者、動植物園長、1名以上の動物飼育管理職もしくは獣医・動物研究グループの主査、1名以上の獣医師、1名以上の動物研究員を含む、専門的知識を有した5名以上で検討会議を開催し、実施の是非を検討することとする。

<調査研究事業の管理>

3. 実施が決定された調査研究事業は、以下のとおり管理する。

(1) 調査研究事業の記録と保管

- 1) 実施することが決定した調査研究は、動物研究員が豊橋総合動植物公園による事業として記録し、計画書を保存する。
- 2) 調査研究による成果が得られた際にも成果物を記録し、保管する。

(2) 調査研究成果の取り扱い

- 1) 豊橋総合動植物公園が行う調査研究によって得られた成果は、公共のために用いられ、人や環境、生物のために役立てられなければならない。
- 2) 成果は調査研究の実施者と豊橋総合動植物公園ならびに共同研究機関の全てに等しく帰属するものとし、個人や特定の機関のみに帰属するものであってはならない。
- 3) 成果は原則として公開され、誰もが参照できる状態とされなければならない。
- 4) 豊橋総合動植物公園以外の組織や個人との共同研究であり、成果の取り扱いについて覚書等で合意が形成されている場合には、その合意事項に従うものとする。

附 則

この指針は、令和5年6月1日から施行する。

この指針は、令和7年6月30日から施行する。

以上